

前橋市監査委員公表第7号

前橋市長から公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和7年8月20日

前橋市監査委員	関	哲哉
同	長岡敏夫	
同	横山勝彦	
同	近藤登	

## 公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和7年5月7日～6月25日  
措置通知書提出日 令和7年7月29日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：社会福祉法人前橋市社会福祉協議会 対象施設：地域活動支援センターこころほか4施設】</p> <p><b>1 施設の維持管理について（要望事項）</b> 地域活動支援センターふじみにおいて、施設が30年以上経過しているため、外壁や屋根が経年劣化している。 同様に内装においても、修繕を行っているが、床材の摩耗、天窓からの雨漏りなど老朽化により改修が必要な状況である。 加えて、空調設備機器の不具合、廊下の照明の照度不足など、設備機器においても改修が必要な状況である。 指定管理者として施設及び設備の維持管理に関する業務を行っていることから、市所管課が実施する施設の計画的な改修の検討について協力されたい。</p> <p>【監査対象所属：障害福祉課】</p> <p><b>1 施設の維持管理について（要望事項）</b> 地域活動支援センターふじみにおいて、施設が30年以上経過しているため、外壁や屋根が経年劣化している。 同様に内装においても、修繕を行っているが、床材の摩耗、天窓からの雨漏りなど老朽化により改修が必要な状況である。 加えて、空調設備機器の不具合、廊下の照明の照度不足など、設備機器においても改修が必要な状況である。 財務規則第184条では、主務課長は所管に属する公有財産について、使用状況及び維持保全状況の適否、その他管理上必要な事項について、その状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定されているため、指定管理者と連携し、施設の計画的な改修について検討されたい。</p>	<p>地域活動支援センターふじみの空調設備機器について、施設監査後に休憩室の1台が故障し使用不可となった。更に、以前から不調だった作業室の2台を加えて、市に緊急工事を依頼した。 市の対応の結果、空調設備機器3台の更新工事が完了した。これにより、空調設備機器においては、全て更新が完了した。 また、その他改修が必要な箇所においても、市の計画的な改修に協力するとともに、指定管理者として適切な処置を実施していくことを決定した。</p> <p>地域活動支援センターふじみの空調設備機器について、施設監査後に休憩室の1台が故障し使用不可となった。更に、以前から不調だった作業室の2台を加えて、建築住宅課へ緊急工事を依頼した。 建築住宅課の対応の結果、空調設備機器3台の更新工事が完了した。これにより、空調設備機器においては、全て更新が完了した。 また、その他改修が必要な箇所においても、指定管理者と連携するとともに建築住宅課からの助言のもと、優先順位をつけ計画的に改修を進める方針を決定した。</p>

## 公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和7年5月7日～6月25日  
措置通知書提出日 令和7年7月24日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市農業協同組合 対象施設：地産地消センター】</p> <p><b>1 事業報告書について（指摘事項）</b> 事業報告書において、公の施設の管理に関する基本協定書で規定している記載すべき項目の一部が漏れたまま提出していた。 平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 収支計画書について（指摘事項）</b> 年度計画書の一つである収支計画書において、指定管理業務仕様書で繰越額等の内容が分かるよう次年度収支計画書に記載すると規定しているが、前年度からの繰越金が記載されていなかった。 指定管理業務仕様書ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：農政課】</p> <p><b>1 事業報告書について（指摘事項）</b> 事業報告書において、公の施設の管理に関する基本協定書で規定している記載すべき項目の一部が漏れているにもかかわらず、提出を受けていた。 平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 収支計画書について（指摘事項）</b> 年度計画書の一つである収支計画書において、指定管理業務仕様書で繰越額等の内容が分かるよう次年度収支計画書に記載すると規定しているが、前年度からの繰越金が記載されていないにもかかわらず、提出を受けていた。 指定管理業務仕様書ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>市と連絡・調整を行い、業務の実施状況について新たな報告書案の様式を作成し、記載漏れが無いよう改善した。併せて、チェックリストを作成し、担当者及び管理者の2名で提出書類及びその記載内容を確認する体制を整えた。</p> <p>収支計画書の作成時には、当年度の収支状況を確認し、繰越金が生じる場合はあらかじめ市と協議を行ったうえで、見込み繰越金額及び対応する経費の内容を記載するよう周知徹底を図った。併せて、チェックリストを作成し、担当者及び管理者の2名で処理の進め方及び記載内容を確認する体制を整えた。</p> <p>基本協定書で規定している記載すべき項目を漏れなく報告してもらうため、新たに作成した様式による報告書を提出してもらうよう改善した。併せて、引継書に指摘事項を追加記載し、事業報告書の作成時期には、再度必要書類を指定管理者と確認するよう改善した。</p> <p>指定管理者に対し、収支計画書の作成に当たっては、当年度の収支状況を確認し、繰越金が生じる場合はあらかじめ市と協議を行ったうえで、見込み繰越金額及び対応する経費の内容を記載するよう指導した。併せて、その旨を引継書に記載し、確実に対応できるよう改善した。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>【監査対象団体：前橋市農業協同組合 対象施設：富士見農産物加工施設】</p> <p><b>1 収支計画書について（指摘事項）</b>            年度計画書の一つである収支計画書において、指定管理業務仕様書で繰越額等の内容が分かるよう次年度収支計画書に記載すると規定しているが、前年度からの繰越金が記載されていなかった。            令和3年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、指定管理業務仕様書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 収支決算書について（指摘事項）</b>            収支決算書において、次のような誤りがあった。正確に処理するよう改善されたい。</p> <p>(1) 決算額と対比する予算額の欄に、前年度の予算額が記載されていた。</p> <p>(2) 帳簿上の金額に誤りがあり、その金額のまま決算されていた。</p> <p>(3) 繰越金額と通帳残高（翌年度当初に支払う当該年度分の経費を差し引く。）が一致しなかった。</p> <p><b>3 利用者数の減少等への対応について（要望事項）</b>            利用者数が減少の傾向にあるが、この要因は、利用グループの構成員の高齢化によるものとのことである。この傾向は、今後も継続すると見込まれるので、当該施設が広く市民に有効活用されるよう、市所管課と連携し、指定管理者としてできることについて、検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：農政課】</p> <p><b>1 収支計画書について（指摘事項）</b>            年度計画書の一つである収支計画書において、指定管理業務仕様書で繰越額等の内容が分かるよう次年度収支計画書に記載すると規定しているが、前年度からの繰越金が記載されていないにもかかわらず、提出を受けていた。</p>	<p>収支計画書の作成時には、当年度の収支状況を確認し、繰越金が生じる場合はあらかじめ市と協議を行ったうえで、見込み繰越金額及び対応する経費の内容を記載するよう周知徹底を図った。併せて、チェックリストを作成し、担当者及び管理者の2名で処理の進め方及び記載内容を確認する体制を整えた。</p> <p>(1) 担当者及び管理者2名で記載内容の確認を徹底し適正な事務を遂行するように改善した。</p> <p>(2) 誤った金額については、令和7年度中に雑損失として計上し是正するとともに、令和6年度の収支決算書類にその旨を付記する。併せて、今後については、担当者及び管理者の2名で通帳、帳票書と照合し適正な管理を行うよう改善した。</p> <p>(3) 事業報告時には繰越金額と通帳残高が一致することを担当者及び管理者の2名で確認するよう改善した。</p> <p>利用してみたい人が気軽に参加できる機会の創出のため、個人参加できる自主事業の実施等について検討するとともに、引き続き既存グループへの参加の斡旋などを実施していく。</p> <p>指定管理者に対し、収支計画書の作成に当たっては、当年度の収支状況を確認し、繰越金が生じる場合はあらかじめ市と協議を行ったうえで、見込み繰越金額及び対応する経費の内容を記載するよう指導した。            併せて、その旨を引継書に記載し、确实</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>令和3年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、指定管理業務仕様書にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 収支決算書について（指摘事項）</b>  収支決算書において、次のような誤りがあった。正確に処理するよう確認の上、指導されたい。  (1) 決算額と対比する予算額の欄に、前年度の予算額が記載されていた。   (2) 帳簿上の金額に誤りがあり、その金額のまま決算されていた。   (3) 繰越金額と通帳残高（翌年度当初に支払う当該年度分の経費を差し引く。）が一致しなかった。</p> <p><b>3 利用者数の減少等への対応について（要望事項）</b>  利用者数が減少の傾向にあるが、この要因は、利用グループの構成員の高齢化によるものとのことである。この傾向は、今後も継続すると見込まれるので、将来に向けた施設の在り方について、検討されたい。</p> <p><b>4 利用許可申請書の様式について（要望事項）</b>  使用料を定める農産物加工施設の設置及び管理に関する条例別表の利用の区分のいずれか（農産物加工の起業活動支援又は農産物加工体験、技術研修等）を記載する欄がない。また、複数の日にわたって利用する場合に、利用日ごとの利用時間（開始及び終了）を記載するようになっていない。  利用許可申請書は、使用料を算定する基礎となる書類であるため、様式の改正について、検討されたい。</p>	<p>に対応できるよう改善した。</p> <p>(1) 今後同様の誤りが発生しないよう指定管理者に確認させた上で、農政課でも事業計画時に提出される収支予算書の記載内容を確認した上で提出を受けるよう改善した。併せて、その旨を引継書に記載し、確実に対応できるよう改善した。</p> <p>(2) 誤った金額については、令和7年度中に雑損失として計上し是正するとともに、令和6年度の収支決算書類にその旨を付記するように指導する。併せて、農政課が保存する当該書類にも同様の付記を行う。</p> <p>(3) 事業報告時には繰越金額と通帳残高が一致することを農政課でも確認の上、承認するよう改善した。</p> <p>利用してみたい人が気軽に参加できる機会の創出のため、個人参加できる自主事業の実施や、既存グループへの参加の斡旋などを指定管理者に提案している。併せて、利用者数の減少は他の加工施設でも課題になっており、施設や設備の老朽化もあることから全体的な統廃合についても検討していきたい。</p> <p>他課の指定管理施設の様式を参考に全体的に見直すこととした。利用の区分及び利用日ごとの利用時間が記載できる様式に改正を予定している。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：株式会社ミツミファーム 対象施設：粕川農産物加工施設】</p> <p><b>1 事業報告書について（指摘事項）</b>  事業報告書において、公の施設の管理に関する基本協定書で規定している記載すべき項目の一部が漏れたまま提出していた。  平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 雇用管理事務について（指摘事項）</b>  (1) 雇用契約書について  雇用契約書において、労働基準法等で規定している、明示しなければならない労働条件の一部が明示されていなかった。  労働基準法等にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。  (2) 賃金の支払について  賃金の支払において、労働基準法では、一定の期日を定めて支払わなければならないと規定しているが、その期日に支払っていない月が複数あった。  労働基準法にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>3 施設の有効活用に向けた検討について（要望事項）</b>  令和6年度は第1加工室のみが利用され、第2、第3、第4及び第5加工室は一度も利用されていない状況である。また、市所管課と協力し、市広報で自主事業の参加者を募集するなど、利用者数増加に向けて対策しているものの、利用者がほぼ限定されている状況である。  この状況は、今後も継続すると見込まれるので、当該施設が広く市民に有効活用されるよう、市所管課と連携し、指定管理者としてできることについて、検討されたい。</p> <p>【監査対象所属：農政課】</p> <p><b>1 事業報告書について（指摘事項）</b>  事業報告書において、公の施設の管理に関する基本協定書で規定している記載すべき項目の一部が漏れているにもかかわらず、提出を受けていた。</p>	<p>市と連絡・調整を行い、業務の実施状況について新たな報告書案の様式を作成し、記載漏れが無いよう改善した。併せて、チェックリストを作成し、担当者及び管理者の2名で提出書類及びその記載内容を確認する体制を整えた。</p> <p>労働基準法等にのっとり作成し、契約を結んだ。</p> <p>チェックリストを作成し、担当者及び管理者の2名で支払いを確認する体制を整えた。</p> <p>自主事業等利用者等に対して、施設の一般利用の案内をするなど、施設利用の広報を引き続き実施する。併せて、市と連携し、取組を検討していく。</p> <p>基本協定書で規定している記載すべき項目を漏れなく報告してもらうため、新たに作成した様式による報告書を提出してもらうよう改善した。併せて、引継書に指摘事</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>平成30年度の監査指摘事項の改善が不十分な状況であることを再確認するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 施設の在り方について（要望事項）</b></p> <p>令和6年度は第1加工室のみが利用され、第2、第3、第4及び第5加工室は一度も利用されていない状況である。また、市広報で指定管理者による自主事業の参加者を募集するなど、利用者数増加に向けて対策しているものの、利用者がほぼ限定されている状況である。</p> <p>この状況は、今後も継続すると見込まれ、更に、ボイラーをはじめ施設が老朽化していることから、将来に向けた施設の在り方について、検討されたい。</p> <p><b>3 利用許可申請書の様式について（要望事項）</b></p> <p>使用料を定める農産物加工施設の設置及び管理に関する条例別表の利用の区分のいずれか（農産物加工の起業活動支援又は農産物加工体験、技術研修等）を記載する欄がない。また、複数の日にわたって利用する場合に、利用日ごとの利用時間（開始及び終了）を記載するようになっていない。</p> <p>利用許可申請書は、使用料を算定する基礎となる書類であるため、様式の改正について、検討されたい。</p>	<p>項を追加記載し、事業報告書の作成時期には、再度必要書類を指定管理者と確認するよう改善した。</p> <p>令和5年度に利用者数増加に向けて指定管理者と協議し広報活動を強化したが、増加にはつながらなかった。</p> <p>利用者数の減少は他の加工施設でも課題になっており、施設や設備の老朽化もあることから全体的な統廃合についても検討していきたい。</p> <p>他課の指定管理施設の様式などを参考に全体的に見直すこととした。利用の区分及び利用日ごとの利用時間が記載できる様式に改正を予定している。</p>